



203号

2016年

10月3日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)

目次： 1～2：人事院勧告について、有期雇用について 2～3：要求書提出 3：質問書、要求書への回答  
4～5：確認書 5～6：全大教教研集会報告 7：フーテン旅行記 8：単組だより

## 2016年人事院勧告：月例給，ボーナスともに引き上げ

2016年8月8日、2016年の人事院勧告が出されました。人事院勧告は国家公務員の給与に関する勧告を行うもので、本来は国立大学とは関係がないのですが、岡山大学の場合教職員の給与は国家公務員に準ずるという学長裁定があるため、人事院勧告の内容は岡山大学の教職員の給与に大きく関係しています。なお、年俸制になっておられる方の給与には影響はありません。



今年の人事院勧告のポイントは二つです。

1. 月給を平均708円(0.17%)、ボーナスを0.1月引き上げ
2. これまでの配偶者手当(正式には配偶者にかかる扶養手当)13000円を6500円に引き下げ、代わりに子どもの扶養手当を6500円から10000円に引き上げ

一つ目の月給・ボーナスですが、民間の給与との較差があるということで引き上げ勧告となりました。ただし、月給の引き上げ幅は少なく、現給保障中の多くの教職員(注：2015年4月以前から勤務していて、2015年3月当時の給与が2015年4月の俸給表引き下げ後の給与額より高い教職員)にとっては実際の給与額は変わりません。ボーナスについては実質的に0.1月アップとなります。岡山大学職員組合としてはこれを確実に実施するよう大学に求めることにしています。

二つ目の配偶者手当の引き下げと子どもの扶養手当の引き下げは、これまで配偶者手当・子どもの扶養手当を受けていた人のうち、子どもが2人未満の人にとっては手当の減額、つまり不利益変更になります。逆に子どもが2人以上の人には手当の増額となります。ご存知とは思いますが、配偶者手当、子どもの扶養手当は配偶者や子どもの所得が一定額以下の場合に支給されます。扶養手当の対象となる子どもとは国家公務員の場合22歳まで(正確に言うと22歳の誕生日を過ぎた3月31日まで)です。

他にも育児・介護休業法の改正(平成29年1月1日施行)にそった介護休暇・育児休暇を取りやすくするための勧告などが行われています。

人事院勧告と岡山大学の対応について疑問などがありましたら、ご遠慮なく岡山大学職員組合までお問い合わせください。

## 有期雇用，最大雇用期間5年の壁，2018年3月に迫る

現在の岡山大学の規定では、医療系職員など一部の例外はありますがほとんどの有期雇用職員が最大雇用期間を5年と限られていることをご存知ですか？

これは2013年4月に施行された改正労働契約法に関係しています。この改正労働契約法では、有期雇用契約が更新された結果5年を越える場合は労働者の申し出により無期契約になると定めています。

しかし、岡山大学では多くの有期雇用職員を5年までの雇用としています。これは有期雇用者に無期契約の申し出の権利を与えないための方策です。労働契約法の改正当時の小宮山厚生労働大臣はこの法律の趣旨を「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ること」、「改正法に基づいて無期転換の権利が生まれる前でも、より安定した雇用になるように無期労働契約に転換させていくことが望ましい」と述べており岡山大学の現在の制度は改正労働契約法の趣旨に反しているといっているでしょう。

改正労働契約法は、これまでの判例の積み重ねを法律にしたもので、その内容は必ずしも労働者側に立ったものというわけではありません。例えば、5年を過ぎて無期雇用となった場合にも、改正労働契約法では時給は有期雇用のときと同じでよいことになっています。つまり、5年を過ぎて無期雇用になるということは、常勤職員と比べて安い給与でずっと働くという選択を有期雇用職員に迫るという側面も持っています。

有期雇用の契約期間「5年」ですが、改正労働契約法ではこの法律が施行された2013年4月1日にそのカウントが始まることとなっています。契約期間「5年」とはもちろん契約が始まった時から5年なのですが、2013年4月以前から雇用されている有期雇用職員に関しては2013年4月以前にどれだけの期間働いていたかにかかわらず一律2013年4月から契約期間が始まったものとして5年を数えます。岡山大学でもそうになっています。つまり、2007年4月から働いている有期雇用職員も、2013年4月から働いている有期雇用職員同様に2013年4月から契約期間のカウントをしています。そのため、このままでは2013年4月から数えて5年の2018年3月に多くの有期雇用職員が一斉に雇用契約を更新されない、いわゆる「雇い止め」となることが予想されます。

現在の岡山大学の事務系職員のうち半数以上は非常勤職員です。その多くは有期雇用だと思われま。有期雇用職員の中には期間限定のプロジェクトの仕事をしている方々もおられるでしょうが、多くの方は大学としての基幹的仕事を担っておられます。それらの方々が「雇い止め」されると当該の有期雇用職員が職を失うとともに、残っている職員の方々にも多大な負担がかかることになるでしょう。そしてそれは大学の業務の遂行にも悪い影響を及ぼすことでしょう。



岡山大学職員組合では、今年度はこの問題に重点的に取り組み、理不尽な「雇い止め」が起こらないよう大学と交渉していくことにしています。近日中にこの問題に関して有期雇用職員を対象にしたアンケートを行う予定です。有期雇用職員のみなさんご協力をよろしくお願いします。また有期雇用職員のみなさん、そして有期雇用職員と一緒に働いているみなさんも是非積極的なご意見を組合にお寄せください。

\* 「これまでの判例の積み重ねを法律にしたもの」は、厳密に言うと、改正労働契約法は長期に反復更新されてきた有期契約をその実態に照らして期限の定めのない契約として扱うという点で「これまでの判例の積み重ねを法律にしたもの」ですが、その区切りを5年としたことは判例からは直接には出てきたものではなく法律にするとき決められたことです。



## 9/9「人事院勧告対応等に関する要求書」を提出しました。

岡山大学職員組合は、以下の項目について団体交渉を行うことを要求します。

1. 人事院勧告を最低水準としてこれを上回る賃金改善を行うこと。
2. OUMC(岡山大学メディカルセンター)について
  - i OUMC が実現した場合現在既に在職している教職員の身分・処遇及び教育・研究への影響について説明すること。また今後新規に採用になる教職員の身分・処遇について説明すること。
  - ii 岡山大学病院が岡山大学と別法人になった場合の岡山大学の財政への影響を説明すること。
3. 有期雇用職員の最大雇用期限について
  - i 2018年3月に雇用期間が5年となる特別契約職員が何名いるかを明らかにすること。またそのうち教員職・研究職であるものとそれ以外の人数を明らかにすること。

- ii 2018年3月に雇用期間が5年となる特別契約職員以外の有期雇用職員が何名いるかを明らかにすること。またその職名(事務補佐員, 技術補佐員など)別の人数を明らかにすること。
4. 60分4学期制について

60分4学期制は日本国内でも他に例のない制度であり, この制度の評価を行いその結果を公表することは岡山の社会的責任であると考えます。その一環として1学期もしくは2学期に行った授業評価アンケートの自由記述欄に書いてあった60分4学期制についての意見をまとめて公表することを要求する。



### 8/5「地域医療連携推進法人設立に関する質問書について」の回答が届きました

OUMC構想に関する岡山大学の基本方針として, 現在の教職員は国立大学法人における身分を保障することを必須条件として関係省庁と協議を行っており, 現時点では在籍出向を前提に検討が進んでいます。

お寄せいただいた雇用や処遇に関する質問や疑問については, 新たな法人の制度設計に起因するものですが, まだ具体的な方向性が関係省庁から示されてはおりません。そのため明確なお答えは関係省庁から具体的な方向性が示され制度設計が固まったのちになることをご理解ください。

なお, 平成27年12月7日開催の役員会において岡山メディカルセンター構想実現に向けた検討開始が決定されていると共に, 平成28年4月25日開催の役員会において, 地域医療連携推進法人の創設に向け設立された一般社団法人OUMCへの参画について決定されています。

また, 大学病院の別法人化については, 文部科学省への交渉と平行して病院診療科長等への説明や病院執行部との打合せを行っています。



### 8/5「60分授業・4学期制に関する要求書について」の回答が届きました

一般的に, 何らかの新しい試みをした場合, その結果を検証して対応策をとるのは当然のことです。全学でも部局でもこのような努力をしております。学部によっては既に詳細なアンケートを実施し, 課題克服の努力をしています。全学でも様々なチャネルで学生・教職員からの意見を収集するとともに, 6月後半から7月にかけて全学部を訪問して学部執行部と意見交換をする中で課題を抽出し, 60分授業・4学期制がよりよく機能するための対応策を協議しました。その結果, 例えば, 来年度の学事暦の変更, 修学上の困難を改善するための教養教育の時間割の修正などを実施する予定です。学修行動の調査法も様々な角度から検討中であり, 一部ではパイロットテストを実施しています。

今は60分授業・4学期制という大きな変革を行った直後であり, 実施上の細かい点や教員の授業改善のあり方など, 必要な修正を加えていく段階です。

したがって, 総体としてよかったか悪かったかという判断を下す段階ではないと考えております。課題を一つ一つ克服しながらよりよいものにしていく段階だと認識しておりますので, ご提案のアンケートの内容・方法については, 現時点で, 実施する予定はありません。

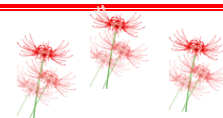
以上



#### 無料法律相談 『ユニオン』をご利用ください

セクハラ, アカハラなどの労働環境問題, あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために, 組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き, 希望者には, 最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は, 随時, 弁護士事務所で行います。相談を希望される方は, 人権部までお申し込みください。

連絡先: 藤井和佐 文学部教授 内線8451

**2015年9月14日の団体交渉確認書を交わしました。**

団体交渉確認事項 2015-2

## 団体交渉に基づく確認事項

岡山大学職員組合（以下「組合」という。）と国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）は、2015年9月14日にもたれた労働組合法第六条にもとづく団体交渉結果を以下のように確認した。

## 1. 給与ベースアップについて

組合は、人事院勧告で給与増額改定の勧告が出されていることをふまえ、実質的な賃上げを要求した。これに対し、法人は従来からの「国家公務員準拠」の方針を理由に月例給0.36%一時金0.1月改善の予定で準備をしていると回答した。一時金については業績給が一律0.1月改善される。試算によるとそれによる人件費増はおよそ1億6千万程度。ただし、国の人事院勧告への対応が現時点でまだ決まっていないことから、法人としての正式な対応は国の対応が決まってから決めると回答した。組合からは、人事院勧告は国家公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置であるのだから、仮に国が今回の人事院勧告をそのまま実施しなかったとしても、法人としては実施すべきだとの見解を示した。この件に関しては、国が人事院勧告に対する対応を決め、法人が具体案を決定した後もう一度協議することで合意した。

## 2. 2015年4月に実施された俸給表改定について

組合は、具体的な俸給表改定の提案が法人から組合にないまま俸給表が改定されたことと、この件に対する代償措置の交渉が行われていないことを指摘した。またこの件の代償措置の一つとして現在平成30年3月31日までとなっている現給保障期間の延長を要求した。法人は、俸給表改定前に具体的な俸給表をもとにした提案を組合にしなかった件について経緯を調べると答えた。また法人は、現給保障の延長は検討していないとしながらも、この件についての代償措置に関しては引き続き交渉を行うことで合意した。

## 3. 附属学園の校外勤務の旅費について

組合は、現在の私有車使用の場合の1kmあたり12円を岡山県や岡山市と同額の25円とすることを要求した。法人側は、ガソリン代を考えると1kmあたり12円は妥当だという考えを示し、引き上げはしないと回答したが、組合側はガソリン代だけでなく車の維持管理費で考えなければならないと主張し、引き続き検討するということで合意した。

## 4. 通勤手当上限額引き上げについて

組合は消費税が8%に値上がりした分、通勤手当の上限を2,000円引き上げ57,000円にすることを要求した。法人は、通勤手当については国に準拠しているので、国が上げれば上げると回答した。

## 5. 出張時の宿泊費と日当の引き上げについて

組合は、消費税があがったこと、また最近首都圏や大阪周辺など都市部でホテルが取りにくく宿泊料も高騰していることから出張時の宿泊費と日当の引き上げを要求した。法人は、宿泊費と日当は国に準拠しており国がそれらを上げていないことを理由に引き上げは拒否した。しかし、特に都市部の宿泊料の高騰は法人としても実感していると理解を示し、状況をみて工夫を考えると回答した。

## 6. 各種研修について

組合は、時間外の「必修研修」はなるべく避け、やむを得ず時間外に実施する場合には出席者全員に超過勤務手当を支給すること、また時間外の研修や会議の出席が証明できる場合には学内保育所における延長保育料を免除することを要求した。法人は、津島地区については時間外の必修研修は行っていないこと、鹿田地区などでやむを得ず時間外に実施する場合はすでに超過勤務手当を支払っていると回答した。学内保育所の延長保育料については、法人は、学外の保育所に預けている人との公平さを考えて学内保育所の延長保育料の免除はできないと回答した。組合からは、それならば、学内保育所学外保育所を問わず、必修研修や会議などに出席したために必要となった延長保育料を補助する仕組みを導入してはどうかと提案した。法人は時間外の必修研修や会議はほとんど行われていないという認識を示し延長

保育料に関して考慮する必要性を認めなかったが、組合には法人の説明と異なる実態を推測できる声が出てきていることから、組合が詳細な実態を組合員等に聞くとともに法人は研修の勤務時間内の実施や e-Learning 等の代替受講の準備を行うよう通知をすることで合意した。

7. かいのき児童クラブ6年生3月受け入れについて

組合は、平成27年3月の春休みかいのき児童クラブの募集において6年生が申込できないようになっていたことに対し、今年度以降のかいのき児童クラブの春休みの募集において小学6年生を排除しないことを要求した。法人は、この要求を受け入れ、今後のかいのき児童クラブの春休みの募集において6年生を排除しないと回答した。

8. 非常勤職員(含非常勤講師)・特別契約職員の最大雇用期限について

組合は、労働契約法の趣旨に沿って、現在最大5年までとなっている非常勤職員・非常勤講師・特別契約職員の雇用期限について、原則として無期雇用とすることを要求した。法人は、この件に関しては現在検討中であると回答した。

9. 岡山大学教員と広島大学教員の給与水準差の理由について

組合は、職員と教員との2%の差が生まれる理由についての詳細な説明を要求したが、法人は、5月20日の回答で挙げた通勤手当、地域手当、診療貢献手当以外の要因として広島大学の教員における教授の比率が岡山大学の教員における教授の比率よりも高いことが考えられると回答した。また、公開されている情報からはこれ以上のことはわからないと回答し、組合はそれを了承した。

2016年 9月 5日

国立大学法人岡山大学学長

森田 潔



岡山大学職員組合執行委員長

高橋 裕一郎



## 全大教教研集会報告

### 全大教第28回教職員研究集会に参加して

笹倉万里子

2016年9月9日から11日まで宇都宮大学で全大教第28回教職員研究集会が開催されました。参加者は170人、例年より若い方が目立ち、活気のある集会だったと思います。宇都宮は初めて行ったのですが、さすが餃子の街、餃子は本当に美味しかったです。毎昼毎夕に餃子の店の前に行列ができるのを見てカルチャーショックを受けました。

記念講演は早稲田大学教授橋本健二氏による「新しい階級社会の出現と高等教育の課題」でした。日本は「一億総中流」と言われてきたが、すでに1980年代から所得格差が拡大しており、現在ではほとんどもう取り返しがつかないところまで来ているのではないかということ、そして格差社会はいかに社会を不安定にするかということを示しながら説明されました。そして現在の大学が格差拡大に一役買っていることを示されました。本来教育は格差を縮小させるため



の仕組みであるはずで、大学が格差拡大ではなく格差縮小に寄与するためにはどのような仕組みを考え

るべきなのかが現在の大学に課せられた課題だというお話でした。

分科会は高等教育政策分科会と教員の待遇・労働条件と教育研究環境分科会に参加しました。

高等教育政策分科会では私立大学・短大の教職員組合の全国組織である日本私大教連の方が私大教連の施作について発表されました。全大教は共闘できるところは共闘するというスタンスですが、なかなか溝は深いというのが正直な感想です。しかし、こうやって対話していけばその溝も縮まっていくだろうという感触はありま

した。岡大からは現在実施中であった「森田体制総括評価アンケート」の中間発表をしてきました。

教員の待遇・労働条件と教育研究環境分科会では、全大教教員部が実施した「教員アンケート」の簡単な結果報告、テニュアトラック制、年俸制、文系学部廃止問題などの発表がありました。岡大からは60分授業・4学期制についての発表を行

いました。合わせて4学期制を実施している他大学からの意見もいただきました。4学期制については実施しているほとんどの大学で不評でした。教員にとっては負担が多いということ、じっくりとした授業ができないこと、学生にとっては予習復習の時間が十分に取れないなどの意見が多いというのがその理由でした。

### 全大教第28回教職員研究集会に参加して

大西 孝



9月9日から11日まで宇都宮大学で開催された全国大学高専教職員組合（全大教）の第28回教育研究集会に、9月10日（土）の1日のみ参加し、組合だよりの活性化について筆者が連載している旅行記の紹介を中心に報告を行いました。旅行記を連載している理由は、内容が硬くなりがちな組合だよりに清涼剤としての効果を期待することであり、より多くの方に組合だよりが読まれるきっかけとなってほしいという思いを紹介しました。また組合だよりの他の記事も、なるべく平易な表現で広く大学の教職員に読んでもらえるように努めるとともに、多様な考えがある政治的な内容については、慎重な取り扱いが必要ではないかといった問題提起も行っています。組合だよりは教職員にとって重要な媒体ですが、一方で執筆している組合員は果たして読者が手に取ってくれるか、あるいは読者が内容を理解してくれるか、独りよがりな主張や批判になっていないか、そういった点を常に考えて記事を執筆する必要がありますと考えています。会場では多くの質問や意見が出て、活発な意見交換ができたため有意義な発表でした。また会場で再認識したのは、組合だよりは、書記の岡本さんの機転と努力により維持されているという現状であり、深く感謝するとともに、今後も良質な記事を提供し続けたいと感じています。



### 全大教教研集会に参加して

9月9日～11日に宇都宮大学で開催された全大教教研集会に参加しました。その中の非常勤職員分科会と、学習会について報告します。

非常勤職員分科会では、名古屋大、京都大、東北大、都城高専、国立天文台のレポートと、全大教から取り組みに向けての報告がありました。名古屋大の労働契約法施行に伴う5年雇い止め阻止を中心とした取り組みは、アンケート調査を実施し、部局長あてに、有期雇用職員の期限撤廃に向けた協力共同の要請文を送り、部局長と会見を持ったこと、また、非常勤の雇用期限問題について学習会を開催したことでした。また正規職員化の取り組みについての報告もありました。「1人でも多くの当事者の切実な声を上げることが雇用期限撤廃の実現に繋がる」と頑張っておられる様子が印象的でした。



早田由布子弁護士による「有期雇用教職員の無期雇用転換と雇い止めの法律問題」の学習会は、日本の有期雇用法制には、入り口

規制がなく、出口規制のみであること。雇い止めを無効にするための手続きとして、労働者からの有期労働契約更新（締結）の申し込みが必要であること。雇い止めを告げられたときに書面で反対の意思表示をしておくこと。労働者に、いま職を失うか、次に職を失うかという二者択一を迫る不更新条項は、民法90条違反でそもそも無効である（二谷敏説）というお話が印象的でした。新19条は、これまでの判例法理を条文化したものであり、業務内容に恒常性がある場合は、無期雇用にするべきだと再認識しました。最後に、全大教より「有期雇用職員の『雇い止め』撤廃、無期雇用転換促進に力を結集します」とのよびかけに、全国で取り組むパワーを感じました。（岡本一代）

## ローカル線で行く！フーテン旅行記

### 第37回 鶏飯食べ比べ！その1

#### 東北本線（宇都宮線）宇都宮駅/高崎線高崎駅

工学部単組 大西 孝

北関東の栃木県と群馬県。少し地味なイメージのある両県ですが、両県には長い歴史を誇る駅弁業者があります。栃木県の宇都宮駅と群馬県の高崎駅では色とりどりの駅弁が売られていますが、両駅の共通のラインナップとして鶏飯があります。ご飯の上に鶏のそぼろを載せた鶏飯は北関東や九州北部の駅でよく見られ、それほど高価ではないものの十分な満足感が得られるありがたい駅弁で、業者が味を競っています。今回は食欲の秋にふさわしく、北関東の老舗駅弁屋さんの鶏飯を食べ比べてみましょう。



宇都宮駅の「とりめし」。ふんわりしたそぼろと鶏の照り焼きが茶飯の上に載っています。

宇都宮駅は、東京から東北へ延びる東北本線（東京～宇都宮の路線愛称は宇都宮線）の主要駅です。宇都宮という、つい餃子が思いつきますが駅弁も長い歴史を誇っています。宇都宮駅は、駅弁発祥の地の一つとされていて、一説によると明治18年に駅構内で握り飯が発売されたようです。現在、宇都宮駅で駅弁の販売を行っている松廼家（まつのや）は、同社のホームページによると明治26年創業の120年以上続く老舗です。宇都宮駅の「とりめし」は、茶飯の上に鶏そぼろと照り焼きが載っており、ふんわりした鶏そぼろが、あっさりした茶飯とよく合います。また「いっこく野州どり」という栃木県産の鶏を使用しているそうで、地域の産品が手軽に味わえるのも駅弁ならではといえるでしょう。

次に群馬県の高崎駅に向かいます。宇都宮から高崎へ普通列車で行く場合は、宇都宮線で小山（おやま）駅へ向かい、そこから両毛（りょうもう）線に乗ると約2時間半で着きます。北関東らしく平野が広がり、あまり高くない山々が車窓から見えます。途中には森高千里さんが歌って有名

高崎駅に到着する普通列車。懐かしいミカン色の電車が今でも高崎地区では走っていますが、最近では引退が進みつつあります。



になった「渡良瀬橋」のある足利市も通ります。車内で栃木県名物の「レモン牛乳」を飲みながらの小トリップです。



栃木県と群馬県を結ぶ両毛線の車窓。北関東独特ののんびりした風景が続きます。



栃木県独特の飲み物「レモン牛乳」。レモン果汁は入っていませんが、レモン風味の甘い乳飲料です。

高崎の駅弁業者は明治17年創業の高崎弁当。高崎駅の「鶏めし弁当」は昭和9年発売の超ロングセラーで鉄道ファンには有名な駅弁です。レトロな掛け紙を取ると、細長い容器に入った茶飯の上にはそぼろだけでなく、照り焼き、コールドチキンと3種類もの鶏肉料理が並び、ご飯と別のところに鶏つくね、さらには群馬県が全国一の生産量を誇るこんにやくも入っています。そぼろで面積を稼ごうとしない点が嬉しいところです。味はやや甘辛くしっかりとしており、食べごたえがあります。これは全国の駅弁に共通したことですが、冷めていてもおいしくいただけるように工夫がこらされ、永年にわたり愛されてきたのではないかと思います。



高崎駅の「鶏めし弁当」。戦前からの超ロングセラーです。茶飯の上にはそぼろ、照り焼き、コールドチキンが並び、左上には鶏つくねも入っています。まさに鶏三昧です。

ところで、この「鶏めし弁当」は戦前からの歴史を誇りますが、戦時中は発売が中断されていました。鉄道ファンで著名な紀行作家である宮脇俊三氏の「時刻表昭和史」という本でも戦時中の体験として、高崎を通る列車の中で宮脇氏が大学の級友と「高崎の鶏飯は美味かったなあ」と語り合うシーンが紹介されます。今では全国で彩り豊かな駅弁が売られていますが、列車で自由に旅行ができて美味しい駅弁を気軽に食べることができるのも、平和な時代だからこそということ宮脇氏の本を読んで実感しました。暗い時代をくぐり抜けて、今でも愛される「鶏めし弁当」、本当に立派な駅弁だと思います。次回は九州の鶏飯を食べ比べます。お楽しみに！

## 単組だより 文法経単組ビール大会

去る7月27日の教授会後に文法経単組でビール大会を催しました。例年通り、ピーチユニオンの4Fを借り切り、殺伐とした教授会後のよく冷えた美味しいビールを楽しみに四時間以上にわたる会議を乗り切りました。いつも通り、文学部の教授会だけ長めでして文学部の面々だけは開始に間に合いませんでした。参加人数は30人少々、正直、もう少し参加者が欲しかったところです。



文法経単組の吉岡委員長による乾杯の挨拶、来賓の挨拶をいただきました。また、余興として岡大オーケストラに頼み、カルテットで生演奏をしてもらいました。これが驚くほど上手で、興味ある者は前の方を陣取って聞き入っていました。演奏後にいつから弦楽器を始めたのか聞いてみたら、案外にも「岡大に入学してからですが、練習は人一倍している」とのことでした。

生ビールのサーバーを2台設置し、冷えたジョッキも用意してもらい、それから自宅では普段飲めないレベルのワインを持ち込んでテイastingもしました。テイastingというので色々なワインを少しずつ飲むのかと思っていたら、とにかく値の高い方からなみなみ注いでゴクゴクと飲んでしまうツ



ワモノも現れ、ワインテーブルの前を陣取っていました。お料理は刺身、寿司、サラダ、エビチリ、生ハム、チーズ、ローストビーフ、などなど。お料理の消費を岡大カルテットの若い力にも手伝ってもらったため瞬く間になくなり、焼きそばやフレンチフライなどの炭水化物をシメに追加で注文しました。お料理も美味しかったです。



夏の盛りであり日の長い時期でした。変わっていく夕焼けの色を見ながらの二時間はあっという間に過ぎ去り、ビールサーバーの残量もゼロに近くなる頃に閉会しました。

文法経単組ということで三学部では普段はあまりお目にかかれない先生方とお話させていただく機会にもなり、和気あいあいと楽しい二時間でした。組合の会合では「理学部と工学部が合同でビール大会やる」なんてことも聞きますが、普段は接点の少ない学部同士、例えば文学部と工学部とか、法学部と農学部とか、経済学部と医学部とか、そういう異色の組み合わせで飲み会をやってみるといっても面白い試みかという印象を持ちました。そしてそういうことは組合という組織以外やれないことではないかと思います。

(文学部 田中秀和)

### 教職員の皆さまへ



\*60分授業・4学期制に関するアンケートを実施中です。ご協力お願いします。

\*執行部森田体制の総括評価アンケートにご協力ありがとうございました。94回答の貴重なご意見をお寄せいただきました。まとめ次第ご報告します。